

切通地区の地下水汚染範囲の再調査結果について

テトラクロロエチレン等による地下水汚染については、平成 13 年から市内 6 地区（厚見地区、鶯谷・殿町地区、切通地区、新栗野地区、南部地区、真砂町西側地区）の汚染地区を公表後、すべての地区で定点モニタリング調査による監視を継続してきました。また、汚染地区ごとに再調査を順次実施し、汚染範囲の見直しまたは解除を公表してきたところです。

今回、『切通地区』の 2 回目の再調査を実施しましたので、その結果について以下のとおり報告します。

記

- 1 調査期間：平成 30 年 8 月
- 2 調査方法：汚染地区内及びその近傍において、1 回目の再調査（平成 24 年度）の調査地点を対象に井戸水検査を実施し、過去の調査結果と比較検証しました。
- 3 調査件数：19 地点
- 4 調査結果

テトラクロロエチレン

区分	濃度範囲 (mg/L)	検体数
不検出 (0.0005 mg/L 未満)	<0.0005	14
検出 (0.0005 mg/L 以上 0.01 mg/L 以下)	0.0005~0.0098	5
基準超過 (0.01 mg/L 超過)	-	0
計		19

トリクロロエチレン

区分	濃度範囲 (mg/L)	検体数
不検出 (0.0005 mg/L 未満)	<0.001	15
検出 (0.0005 mg/L 以上 0.01 mg/L 以下)	0.001~0.007	4
基準超過 (0.01 mg/L 超過)	-	0
計		19

1,2-ジクロロエチレン

区分	濃度範囲 (mg/L)	検体数
不検出 (0.0005 mg/L 未満)	<0.004	15
検出 (0.0005 mg/L 以上 0.01 mg/L 以下)	0.013~0.015	3
基準超過 (0.04 mg/L 超過)	0.10	1
計		19

5 結果概要

今回の再調査結果及びこれまでの定点モニタリング調査結果から、テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレンについては、全地点で環境基準に適合しており、大幅な改善が認められた。1,2-ジクロロエチレンについては、環境基準超過地点が3地点から1地点に減少し、大幅な改善が認められた。この結果を基に、学識経験者に意見を求め、切通地区の汚染範囲を縮小すると共に、汚染物質を「テトラクロロエチレン等」から「1,2-ジクロロエチレン」に変更しました。

(参照「切通地区の見直し図」)

6 今後の対応

現在も汚染が残る地区（厚見地区、鶯谷・殿町地区、切通地区、新栗野地区、南部地区）については、今後も定点モニタリング調査及び再調査を実施し、監視を継続します。

<切通地区の見直し図>

